

ほっかいどうの社会保障

2011年8月4日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

全道に広げよう！ 国保一部負担金減免制度

—第1回運営委員会・学習会で三浦道生連会長が講演—



7月29日に行われた北海道社保協第1回運営委員会で、三浦誠一・道生連会長（道社保協副会長）が講師で「国保一部負担金減免」の学習会を行いました。

三浦氏は、「昨年9月13日に厚生労働省が、国保一部負担金減免制度について、全国的な基準をしめして、その半分を特別調整交付金で補助する通知を出しました。この背景には、3割負担に耐えられない被保険者の増加、民医連による「手遅れ死」などの暴露や世論による批判、秋田一部負担金裁判などがあります」と説明しました。

全道的には、市町村で独自の要綱を作っているのは55%で、減免している件数も85%が災害で、低所得を理由としての減免はほとんどない状況です。国は一定の基準をしめしましたが、これを越えてもよいと回答しています。しかし、各市町村の具体化はあまり進んでいない状況です。要綱が作成されても国の基準内が多く、貸付金や生活保護を利用することを勧め減免申請させないところもあります。また、収入減少の条件を強め、恒常的の低収入の方を対象からはずとところが少なくありません。

各自町村で、経済的な理由で受診できない状況をなくすために、全市町村で、国保一部負担金の減免制度の拡充が必要です。三浦さんは、その際、国の基準、裁判の判例を活かすことを強調しました。

国の基準 「まずは一部負担金減免の手続きを進め、必要に応じて生活保護との連携を計る」

「保険料滞納に有無にかかわらず実施のこと」

秋田・泉北裁判（原告、妻、母親の3人暮らし。母親の医療費 16 万円余りの減免申請を市が却下。理由は、要綱では①要件が世帯主の収入減少で母親ではない、②収入減少の要件は1/2以上で20%減が対象外）

地裁判決 「（生活困窮者の支援・保護する）国保44条の趣旨に反する」「要綱は個別具体的な事情を総合的に考慮する内容でなければならない」

高裁判決 「母親の病気で世帯主の収入が減少する」「1/2以上の減少の理由が、国保財政上以外の根拠がない」

北海道一高い国保料 市の担当者を迎えて出前講座

「函館社保協 国保改善に向けた学習会」

7月27日夜、函館地方社会保障推進協議会が、「国民健康保険改善に向けた学習会」を行いました。同社保協では、この間、全道的にも高い国保料の値下げなど、改善するため旭川の取りくみなどの学習を進めてきました。

今回は、函館市出前講座として、市の担当者から「函館市国保の現状」について説明を受けました。

担当者は、「函館市は、全道・全国と比較して保険料が高い傾向にあり、2011年度の予算では、国保加入者一人当たりの保険料は97,160円で、2009年度では道内の主要都市では、旭川市に継いで2番目に高い。保険料の収納率は年々下がり、2009年度で79.8%、全道・全国平均を下回り、主要都市でも最低の収納率。国保加入者は100万円以下の世帯が半数を占めている。2011年3月末で、滞納世帯が12664世帯（22%）で短期証は1714、資格証明書は360（資格証は、公費負担医療・慢性病により受診している方、高校生世代医科は除外していること）。一部負担金減免は、利用者国の基準を受け、保険料完納要件は撤廃したこと」など説明しました。

同社保協では、今後も、保険料値下げをはじめ国保改善にむけた取り組みをすすめる予定です。

国民健康保険改善に向けた学習会

函館市国保出前講座
テーマ「函館市国保の現状」

～学びを力にみんなで運動を進めよう～

日時 2011年7月27日(水)
午後6時30分～8時00分

場所 函館市総合福祉センター4階会議室
(函館市若松町33-6 田22-6262)

講師 函館市国保年金課長 鈴木 宏氏
同 佐藤 純一氏

国保料滞納や滞納世帯の発生は、市民の生活に大きな影響を及ぼしています。滞納世帯の発生を防止し、滞納世帯の解消を図るため、国保料滞納防止のための学習会を開催いたします。

主催 函館地方社会保障推進協議会
☎ 0138-32-6136 (連絡先)